

本社機能の移転や情報通信業等のオフィス移転に！！

藤枝市オフィス等立地推進事業費補助金



産業振興及び産業基盤の強化とともに雇用機会の拡大を図るため、本社機能の移転など、本市に進出する企業が事業所の整備に要する経費の一部を補助します。

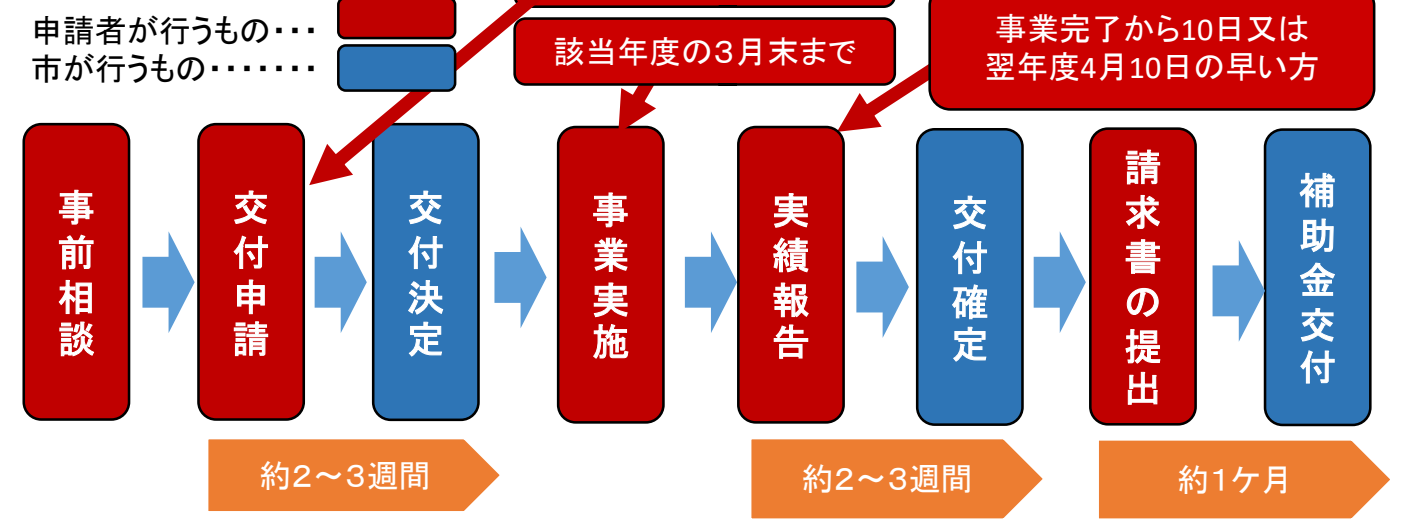
対象者	1 市内にオフィス等を設置する企業。(市内の既存事業所の移転・増築を除く。) 2 次のいずれかに該当する事業所であること。 (1) 日本標準産業分類(小分類)において、管理又は補助的経済活動(本社機能)を行う事業所。 (2) 日本標準産業分類(大分類)において、G情報通信業である事業所。 (3) 日本標準産業分類(大分類)において、L学術研究、専門・技術サービス業である事業所。(一部産業を除く。) (4) 日本標準産業分類(中分類)において、91職業紹介・労働者派遣業である事業所。
要件	1 土地・建物の取得日又は賃貸借の契約日から3年以内に業務を開始すること。 2 業務開始日以降、設置した事業所に従業員を2名以上配置すること。 3 市内事業所に勤務する従業員が事業着手日の月末から業務開始日の月末までに1人以上増えていること。 4 業務開始日から3年間以上事業を継続する見込みがあること。 5 市税に未納がないこと。 ※従業員とは、週30時間以上従事する者です。
補助額等	○詳細は、裏面のとおり。
提出書類	1 補助金交付申請書(第1号様式) 2 事業計画書(第2号様式) 3 収支予算書(第3号様式) 4 従業員名簿(第4号様式) 5 法人登記事項証明書(写し) 6 直近の決算状況がわかる財務諸表(写し) 7 市税等に係る納税証明書又は完納証明書(写し) 様式・記入例は、 ホームページから ダウンロード可能です。
注意事項	○予算に限りがあるため、交付申請にあたっては、事前相談をお願いします。 ○消費税仕入控除税額等がある場合は、補助金が減額されます。

補助額等

補助対象経費	補助率	補助額上限	詳細
改修費(1回限り)	1／2	100万円(75万円)	建物の改修に要する費用
賃借料(36か月)	1／3	144万円(96万円)	建物賃借料 上限12万円／月 (上限8万円／月)
通信料(36か月)	1／2	90万円(60万円)	定額通信回線利用料 上限7万5千円／月 (上限5万円／月)
設備費(1回限り)	1／2	50万円(37万5千円)	机、いす等のオフィス家具や 機器等
従業員配置に関わる 経費(1回限り)	5名未満 5名以上10名未満 10名以上	5万円支給 10万円支給 15万円支給	

※上記の表における補助額上限は、各年度ごとの上限(カッコ内は、中心市街地活性化エリア以外の場合)です。
 ※中心市街地活性化エリアの詳細は、市ホームページでご確認ください。
 ※補助対象経費は、税抜きの金額になります。
 ※補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち消費税仕入控除税額等が生じた場合は、補助金が減額になるため、手続きが必要です。下記お問合せ先までご連絡ください。

補助事業の流れ



※予算に限りがあるため、申請を希望する場合は、下記お問合せ先へ事前相談をお願いします。
 ※改修費、設備費、従業員配置に関わる経費の補助金の交付は業務開始日が属する年度の1回限りです。
 ※賃借料、通信料は業務開始日を含む月から36か月を上限とし、各年度の1回限りです。
 ※事業実施期間中に変更が生じた場合は、上記以外に、変更申請が必要です。

お問合せ先
 藤枝市岡出山2－15－25 南館2階
 藤枝市 産業振興部 企業立地戦略課
 電話:054－643－3244 Fax:054－631－9082
 Mail:ritti@city.fujieda.lg.jp



藤枝市HP